

# ○大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱

平成11年3月30日

要綱第20号

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が民間保育所等において実施する特別保育事業に要する経費について、市がその一部を補助することについて必要な事項を定め、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉法人等 社会福祉法人、学校法人及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

(2) 民間保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所、同法第35条第4項に基づき設置される同法第39条第1項に規定する保育所（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園を含む。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

## (補助金交付の要件)

第3条 この補助金は、社会福祉法人等が設置する民間保育所等（以下単に「民間保育所等」という。）において、次に掲げる者に対して行う別表第1に規定する特別保育事業実施基準に適合した特別保育事業（以下「事業」という。）を実施する場合に交付する。

(1) 法第19条第2号又は第3号の認定を受け、保育所若しくは認定こども園又は小規模保育事業所、事業所内保育事業所若しくは家庭的保育事業所を利用する児童

(2) 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児（本市に住所を有する者に限る。）

(3) 主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者

2 民間保育所等は、事業の基準に適合していることを証する書類を整えておかなければならない。

(補助金交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める算定基準に基づき算出された額と当該事業の実施に必要な経費の実支出額から寄附金額その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市の指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、補助金の交付を決定する。この場合において、市長が必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

(1) この事業の内容の変更を行う場合には、市長の承認を受けること。

(2) この事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) その他補助金の交付目的を達成するために市長が必要と認めたこと。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定

通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「請求者」という。）は、市の指定する期日までに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業計画の変更等）

第10条 請求者は、事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止について市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 この補助金の交付を受けた者は、当該年度の事業が完了したときは、特別保育事業実績報告書（様式第5号）に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて翌年度の4月30日（事業の中止又は廃止に係る市長の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日から1箇月を経過した日）までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第12条 市長は、請求者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 申請書その他の書類に虚偽の記載があったとき。
- （3） 事業の執行が著しく適正を欠くと認められるとき。
- （4） 補助金の使途について不正の行為があったとき。

（執行状況の報告及び調査）

第13条 市長は、補助金の交付の適正を期するため、事業の執行に関する報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は随時必要な調査をさせることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月16日要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年5月31日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月31日要綱第11号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月24日要綱第55号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月31日要綱第24号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年1月31日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日要綱第8号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年8月12日要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付

要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日要綱第4号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日要綱第3号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月9日要綱第23号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月29日要綱第28号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月25日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月29日要綱第30号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表第1の改正規定は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成31年3月19日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月10日要綱第41号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日要綱第37号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第30号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の規定による改正前の関係要綱の様式の規定に基づき作成した用紙は、この要綱の規定による改正後の関係要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（令和5年3月31日要綱第15号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月1日要綱第36号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

特別保育事業実施基準

1 延長保育事業

（1） 実施方法等

ア 実施場所

社会福祉法人等が設置する民間保育所等（幼稚園を除く。）で、適切に延長保育事業が実施できる施設とする。

イ 対象児童

第3条第1項第1号に規定する児童

ウ 職員配置

職員の配置は、次の表1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める実施基準を満たすときは、表2の左欄に掲げる配置基準に応じ、同表の右欄に定める人数とする。

表1

区分	実施基準
保育所及び認定こども園	保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）を配置し、その数は、2名を下ることはできない。ただし、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。
小規模保育事業（A型）	保育士を配置すること。
小規模保育事業（B型）	保育士その他の保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「延長保育従事者」という。）を配置すること。この場合において、配置する職員の2分の1以上は、保育士とすること。
小規模保育事業（C型）	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすることができる。
事業所内保育事業（定員20人以上）	保育士を配置することとし、その数は、2名を下ることはできない。ただし、開所時間内における短時間認定児の延長保育に

	ついて、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。
事業所内保育事業（定員19人以下・A型）	保育士を配置すること。
事業所内保育事業（定員19人以下・B型）	保育士及び延長保育従事者を配置すること。この場合において、配置する職員の2分の1以上は、保育士とすること。
家庭的保育事業（定員4名以上）	家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。
家庭的保育事業（定員3名以下）	家庭的保育者を配置すること。

表2

配置基準	人数
乳児の場合	概ね3人につき1人以上
満1歳以上満3歳に満たない幼児の場合	概ね6人につき1人以上
満3歳以上満4歳に満たない幼児の場合	概ね20人につき1人以上
満4歳以上の幼児の場合	概ね30人につき1人以上

エ 実施要件

一般型の延長保育事業における延長時間は、次に掲げる要件とする。

(ア) 短時間認定

① 1時間延長

開所時間内で、延長保育事業を行う者（以下「事業者」という。）が設定した短時間認定時の処遇を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たりの平均対象児童数（以下「平

均対象児童数」という。)が1人以上であること。

② 2時間延長

事業者が設定した短時間認定時の処遇を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が1人以上であること。

③ 3時間延長

事業者が設定した短時間認定時の処遇を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が1人以上であること。

④ 開所時間を超えた延長

標準時間認定(家庭的保育事業を除く。)と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定の児童数と合算して算出すること。

(イ) 標準時間認定(家庭的保育事業を除く。)

① 1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が6人以上であること。

② 2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が3人以上であること。

③ 30分延長

①又は②に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が1人以上であること。

(ウ) 標準時間認定(家庭的保育事業)

① 1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が2人以上であること。

② 2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が1人以上であること。

### ③ 30分延長

①又は②に該当しないもので、民間保育所等の開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、平均対象児童数が1人以上であること。

(エ) (ア) から (ウ) までにおいて、事業者が設定した短時間認定の児童の処遇を行う時間又は開所時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、当該処遇を行う時間又は開所時間の前及び後の延長保育時間並びに平均対象児童数を合算することはせず、延長時間は、処遇を行う時間又は開所時間の前及び後それぞれを定めること。ただし、(ア)において、事業者が設定した短時間認定の児童の処遇を行う時間上、当該処遇を行う時間又は開所時間の前及び後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上となるこれらの時間を合算して算出すること。

(オ) (ア) から (ウ) まで(3時間延長を除く。)において、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。この場合において、平均対象児童数は、年間の(ア) から (ウ) までの延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とすること。

オ 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

## (2) 費用

事業者は、延長保育事業を実施するにあたり、当該延長保育事業の費用の一部を当該事業を利用する児童の保護者から徴収することができる。この場合において、徴収する額は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

## 2 一時預かり事業

### (1) 一般型

#### ア 実施場所

保育所、幼稚園及び認定こども園とする。

#### イ 対象児童

### 第3条第1項第2号に規定する児童

#### ウ 設備の基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）  
第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備並びに保育の内容に関する  
基準を遵守すること。

#### エ 職員配置

職員の配置は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢  
及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「預かり保育従事者」  
という。）を配置すること。この場合において、配置する職員の2分の1  
以上は、保育士とすること。

(イ) 預かり保育従事者の数は2人を下ることはできない。ただし、当該  
実施施設と一体的に事業を実施し、民間保育所等の職員（預かり保育従事  
者に限る。）による支援が受けられる場合には、保育士1人で処遇ができ  
る乳幼児数の範囲内において、預かり保育従事者を保育士1人とすること  
ができること。

(ウ) 一般型の一時預かり事業を利用する1日当たりの平均利用児童数  
（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た児童数をいう。以下同  
じ。）が概ね3人以下の実施場所における預かり保育従事者において、「家  
庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令  
第61号）第23条第2項に定める保育士と同等の研修（一時預かり事業  
の特性を留意した研修内容とするもの）を修了した者（以下「家庭的保育  
者」という。）を保育士とみなすことができる。

#### オ 研修

預かり保育従事者は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする事  
と。

(ア) 「子育て支援員研修事業実施要綱」（平成27年5月21日雇児発  
0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の5（3）ア  
に定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は

「地域型保育」の専門研修（以下「子育て支援員研修」という。）を修了した者

(イ) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修（以下「ガイドライン研修」という。）と同等の研修を令和2年3月31日までの間に修了した者

#### カ 基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設は、基幹型施設とすることができる。

### (2) 幼稚園型

#### ア 実施場所

幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）とする。

#### イ 対象児童

第3条第1項第3号に規定する児童

#### ウ 設備基準及び教育・保育の内容

規則第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備並びに教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

#### エ 職員の配置

職員の配置は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 規則第36条の35第2号ロ及びハの規定に基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置すること。この場合において、配置する職員の2分の1以上は、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者とすること。

(イ) 教育・保育従事者の数は2人を下ることはできない。ただし、当該実施施設と一体的に事業を実施し、民間保育所等の職員（教育・保育従事者に限る。）による支援が受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普

通免許状所有者1人で処遇ができる幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。

(ウ) 幼稚園型の一時預かり事業を利用する1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の実施場所における教育・保育従事者において、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

#### オ 研修

教育・保育従事者は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修を修了した者

(イ) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドライン研修又はガイドライン研修と同等の研修を令和2年3月31日までの間に修了した者

### (3) 余裕活用型

#### ア 実施場所

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育事業所

#### イ 実施基準

規則第36条の35各号に定める設備及び運営に関する基準を遵守すること。

### (4) 費用

事業者は、一時預かり保育事業を実施するにあたり、当該一時預かり保育事業の費用の一部を当該事業を利用する児童の保護者から徴収することができる。この場合において、徴収する額は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

## 別表第2 (第4条関係)

### 特別保育事業補助金算定基準

区分	算定基準
延長保	1 保育短時間認定 (在籍児童1人当たり年額)

育事業

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）

延長時間区分	
1時間	18,800円
2時間	37,600円
3時間	56,400円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	13,100円	16,600円
2時間	26,200円	33,200円
3時間	39,300円	49,800円

ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）

延長時間区分	
1時間	12,100円
2時間	24,200円
3時間	36,300円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	83,200円
2時間	166,400円
3時間	249,600円

2 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,667,000円
2時間	2,640,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,338,000円	1,338,000円	1,338,000円
	2時間	1,662,000円	1,662,000円	1,662,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,291,000円	1,291,000円	1,291,000円
	2時間	1,507,000円	1,507,000円	1,507,000円

備考 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設で食事を調理、搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ。）する。

ウ 事業所内保育所

	延長 時間 区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園 調理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,533,000円	1,231,000円	1,231,000円
	2時間	2,428,000円	1,529,000円	1,529,000円
その 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,320,000円	1,188,000円	1,188,000円
	2時間	1,716,000円	1,386,000円	1,386,000円

エ 家庭的保育事業

	延長 時間 区分	利用定員4人以上	利用定員3人以上
		自園 調理 等	30分
	1時間	589,000円	302,000円
	2時間	1,054,000円	552,000円

その他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	573,000円	287,000円
	2時間	1,003,000円	502,000円

3 1及び2ともに事業期間が6箇月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たりの年額に2分の1を乗じて得た額を基準とする。

4 減免を行った場合の加算分

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する対象児童について、延長保育料の減免を行った場合には、該当する児童1人につき実際に減免した金額と延長時間ごとに定める次の減免基準額を比較して低い方の額の合計額を加算する。

児童1人当たりの減免基準額	延長時間区分	1日当たり
	1時間	200円
	2時間	400円

一時預かり事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 基本分（保育所等在籍園児以外の児童分）（1箇所当たりの年額）</p> <p>ア 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者</p>
---------	---

と同等の研修を修了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,751,000円
300人以上900人未満	3,051,000円
900人以上1,500人未満	3,267,000円
1,500人以上2,100人 未満	4,719,000円
2,100人以上2,700人 未満	6,171,000円
2,700人以上3,300人 未満	7,623,000円
3,300人以上3,900人 未満	9,075,000円
3,900人以上	10,527,000円

イ ア以外の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,751,000円
300人以上900人未満	2,934,000円
900人以上1,500人未満	3,146,000円
1,500人以上2,100人 未満	4,544,000円
2,100人以上2,700人 未満	5,942,000円
2,700人以上3,300人 未満	7,340,000円

3,300人以上3,900人未満	8,738,000円
3,900人以上	10,136,000円

(2) 基幹型施設加算 1,150,000円

(3) 世帯の区分により減免を行った場合の加算分

生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する対象児童について、一時預かり・特定保育負担金の減免を行った場合には、該当する児童1人につき実際に減免した金額と年齢ごとに定める次の金額を比較して低い方の額の合計額を加算する。

(児童1人当たり減免基準額)

- ① 0歳児 1日当たり 2,200円（4時間以内の利用の場合は1,300円）
- ② 1・2歳児 1日当たり 1,800円（4時間以内の利用の場合は1,000円）
- ③ 3歳以上児 1日当たり 1,000円（4時間以内の利用の場合は600円）

(4) 2人以上の児童の利用により減免を行った場合の加算分同一世帯から2人以上の児童が利用した場合には、当該児童のうち最も年少の児童を除く児童1人につき実際に減免した金額と年齢ごとに定める次の金額を比較して低い方の額の合計額を加算する。

(児童1人当たり減免基準額)

- ① 0歳児 1日当たり 1,100円（4時間以内の利用の場合は650円）

② 1・2歳児 1日当たり 900円（4時間以内の利用の場合  
 合は500円）

③ 3歳以上児 1日当たり 500円（4時間以内の利用の場合  
 合は300円）

(5) 特別支援児童（障がい児・多胎児）加算（児童1人当たり  
 日額） 3,600円

(6) 運営費の事務経費加算 2,670,000円

2 幼稚園型（児童1人当たり日額）

(1) 在園児（（3）を除く。）分

ア 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

年間延べ利用児童数	基準額
I 2,000人以上	① 平日 400円 ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円
II 2,000人以下	① 平日 次の算式により算出した額。ただし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。 $(1,600,000円 \div \text{年間延べ利用児童数}) - 400円$ ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円

イ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円

ウ 長時間加算

I （ア I ①及びア II ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、ア I ③、ア II ③及びイについては8時間を

超えた利用)

(ア) 超えた利用時間が2時間未満 150円

(イ) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

(ウ) 超えた利用時間が3時間以上 450円

II (アI②及びアII②については4時間を超えた利用)

(ア) 超えた利用時間が2時間未満 100円

(イ) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

(ウ) 超えた利用時間が3時間以上 300円

エ 保育体制充実加算

(ア) 次のa又はbの要件を満たした上で、c及びdの要件を満たす施設

1か所当たり年額 2,892,400円

(イ) 次のa又はbの要件を満たした上で、c及びeの要件を満たす施設

1か所当たり年額 1,446,200円

a 平日及び長期休業期間中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。

b 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。

c 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。

d 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)附則第56条第1項において読み替えて適用する第36条の35第2号ロ及び同号ハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」という。)を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

e 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

オ 就労支援型施設加算（事務経費） 1か所当たり年額 1,383,200円

I II（ウ）の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。

II 次の要件を満たす施設に適用する。

（ア） 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。

（イ） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。

（ウ） 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

(2) 在園児以外の児童（（3）を除く。）分

ア 8時間以下の利用 800円

イ 長時間加算（8時間を超えた利用）

（ア） 超えた利用時間が2時間未満 150円

（イ） 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

（ウ） 超えた利用時間が3時間以上 450円

(3) 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額） 4,000円

次のいずれかの要件を満たすと市長が認める児童に適用する。

ア 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている

## 児童

イ 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見等により障がいを有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市長が認める児童

(4) 補助金額の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする。

### 3 余裕活用型（児童1人当たり日額）

(1) 基本型 2,400円

(2) 特別支援児童（障がい児・多胎児）加算 3,600円

様式 略